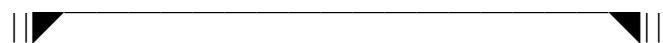


こんにちは！戦略的研究開発知財マネジメント強化事業事務局です。

各地で大雨等による被害が発生しております。被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地域の日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

9 月に入り、まだ暑さは残るものの、朝夕には少しずつ秋の気配を感じる頃となりました。今月も、役立つ情報をお届けしてまいります。

今回は「品種名称」をテーマにギモンとその解決策についてご紹介しておりますので、是非ご一読ください。



私のギモンも解決！知財 Q&A vol.6



☎ テーマ：品種名称 ☎

執筆者：早川 尚志 弁護士・弁理士（知財ネット）

Q 質問者：先日、県外の園芸業者が、インターネット上で「県 N 1 号の苗木」を販売しているのを見つけました。同じ業者は、「自家農園で収穫した県 N 1 号」として果実も販売しています。

当県には、この業者への原種苗の提供や利用許諾の記録はありません。ただ、まだ苗木や果実の現物を入手しておらず、本当に県 N 1 号なのかは分かりません。

商品ページには正式な品種名が書かれています。この表示を根拠に、育成者権侵害として対応できるでしょうか。苗木と果実で違いはありますか。

A 弁護士：結論からいうと、苗木と果実は分けて考える必要があります。

令和 8 年の種苗法改正により、苗木については、登録品種名を使って販売されていることが、品種の同一性を立証する上で大きな意味を持つようになります。一方、果実には、この新しい推定規定は適用されません。

1 登録品種名を使って売れば、「本物」と推定される？

登録品種名は、商標のように育成者権者だけが独占して使う名前ではありません。

品種名称は、「どの品種であるか」を市場で共通して識別するための名前です。そのため、登録品種の種苗を業として販売する場合には、正式な登録品種名を使用しなければならず、別品種の種苗にその名称を使用することは禁止されています（種苗法 22 条）。

つまり、種苗法は以前から、『県 N 1 号』として売るなら、本当に県 N 1 号でなければならない

というルールを設けていたのです。

令和８年改正で新設された推定規定は、この品種名称のルールを侵害立証にも結び付けるものです。改正法の施行後は、登録品種名を使って業として種苗を販売し、又は販売の申出をした場合、その種苗は当該登録品種の種苗であると推定されます（種苗法３５条の３。令和８年１２月１日施行）。したがって、改正法の施行後であれば、今回の苗木については、「県Ｎ１号」と表示されていることから、県Ｎ１号の苗木であるとの推定を受けられます。販売者が「実際には別品種で、名前を書いただけだ」と反論するなら、販売者側がその推定を覆さなければなりません。もっとも、推定されるのは、苗木が県Ｎ１号であることだけです。

その苗木が無断で増殖されたことや、販売者が許諾を受けていないことまで推定されるわけではありません。県の許諾を受けた種苗業者から正規に購入した苗木を増殖せずに転売している可能性などは、別に確認する必要があります。

２ 果実は自由に売れる？——消尽とその例外

果実については、まず原則から確認しましょう。

正規に購入した県Ｎ１号の苗木をそのまま栽培し、そこから収穫した果実を販売する場合には、通常、改めて育成者権者の許諾を得る必要はありません。

適法に流通した苗木を通常の方法を利用して果実を生産・販売することには、原則として育成者権の効力が及ばないからです。これを「育成者権の消尽」といいます（種苗法２１条２項本文）。

したがって、「県Ｎ１号の果実を売っているから侵害である」ということにはなりません。

しかし、正規に購入した一本の苗木から、接ぎ木や挿し木によって新たな苗木を増やすことまで自由になるわけではありません。種苗を用いて新たな種苗を生産する行為は消尽の例外とされており、育成者権者の許諾が必要です（種苗法２１条２項ただし書）。

今回の販売者についても、次の二つでは結論が異なります。

- ・ 正規に購入した苗木をそのまま栽培し、果実を販売している
 - ・ 購入した苗木や不正に入手した穂木から苗木を無断で増やし、その果実を販売している
- 前者であれば、通常、果実の販売には育成者権の効力は及びません。ただし、種苗法に基づく生産地域の制限が届け出られている場合（種苗法２１条の２～２１条の４）には、正規に購入した苗木であっても、指定地域外で収穫物を生産することに育成者権が及びます。

後者であれば、まず、苗木を無断で増殖した行為自体が育成者権侵害となります。

さらに、県が無断増殖を果実の販売段階で初めて知ったなど、種苗の段階で権利を行使する適切な機会がなかった場合には、その苗木から生産された果実の生産・販売にも育成者権が及びます。これが、種苗段階で権利を行使できなかった場合に収穫物まで権利を及ぼす「カスケイド」の考え方です（種苗法２条５項２号）。ただし、果実には、登録品種名による新しい推定規定は適用されません。

そのため、果実が県Ｎ１号であることについては、品種名の表示だけで法律上の推定は働かず、販売者の説明や栽培・流通記録などを確認し、必要に応じてＤＮＡ分析や品種特性の比較などによって立証する必要があります。

すなわち、「県N1号」と表示された果実を見つけた場合に重要なのは、品種名だけではなく、「その果実は、どこから入手した苗木から生産されたのか。」「その苗木は、途中で無断増殖されていないか。」という苗木の来歴です。

3 警告する前に、まず証拠を残す

不審な販売を発見しても、直ちに販売者へ連絡するのは得策でない場合があります。商品ページを削除されると、販売内容を後から確認できなくなるからです。

まず、次の資料を保存します。

- ・ 商品ページのURLと確認日時
- ・ 出品者名、所在地、商品説明、写真
- ・ 価格、在庫数、発送元
- ・ 品種名やブランド名の表示
- ・ 販売者とのメッセージや取引記録

可能であれば、苗木や果実を購入し、送り状、納品書、包装、ラベルも一緒に保管します。その上で、許諾先や苗木の供給記録と照合し、必要に応じてDNA分析や販売者への照会を検討します。「知財マネジメントの手引き」には、「福岡S6号（商標名：あまおう）」等について、インターネット上の出品を発見し、疑義品の入手、DNA分析、出品者への調査などを行った事例が紹介されています。詳しくは、同手引き144～151頁をご参照ください。

なお、品種名称とは別の登録商標まで無断で使用されている場合には、育成者権とは別に、商標権に基づく対応も検討できます。品種名称と商標の役割の違いについては、「知財マネジメントの手引き」50～52頁もご参照ください。

今回のポイントは、品種名が書かれていることと、育成者権侵害が成立することは同じではないという点です。

苗木については品種名の表示が品種同一性の推定につながりますが、果実については、苗木の入手経路と増殖の有無まで遡って調査する必要があります。まず証拠を確保し、その後に流通経路を確認する、という順序で対応することが重要です。また、侵害が疑われてから調査を始めるだけでなく、平時から苗木の流通経路を把握できるようにしておくことも重要です。例えば、許諾先の種苗業者に、増殖した苗木の本数、販売先、販売本数などの記録・報告を求めておけば、不審な苗木や果実を発見したときに、正規の流通経路から出たものかを確認しやすくなります。

■参考リンク

農林水産業・食品産業の公的研究機関等のための知財マネジメントの手引き（令和8年3月改訂）：
<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/chizai/attach/pdf/gakusyu-16.pdf>

< 次回の配信予定 >

テーマ：営業秘密

配信時期：9 月 16 日頃

<メルマガのバックナンバー>

下記 HP よりこれまで配信された全てのメルマガをご覧ください。
ぜひ、気になる情報をチェックしてください。

URL：<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/chizai/mailmagazine.html>

※メールマガジン記事の無断複製、無断転載を禁じます。